

11月27日のフジコーポレーション口頭弁論に向けて。

昨年末にホームページを立ち上げたものの、私たちの力不足のため、興味を持ってくださっている方々に対し、今日まで何等ご報告出来なかったことをお詫びし、遅まきながら、現在までの裁判の状況をご説明させていただきます。（別記経過を参照下さい。）

昨年10月17日の上田地裁における口頭弁論以来、フジコーポレーション、イーステージそれぞれ数回ずつの進行協議（裁判所に於いて非公開で原告、被告相方の弁護士による協議により、裁判の論点を整理する。）が行なわれて来ました。



そこでの焦点は、フジコーポ裁判では私達連絡会がブログで焼却灰の粉塵飛散を疑った、処分場内のカメラ映像における白っぽい煙状のものは何か？ということでした。

原告処分場のパンフレットでは、（稼働期間中の）データを収集、分析し、その情報をインターネットで公開する・・・とうたわれており、事実、専門家のご協力を得て、私達はその場内カメラ映像から2012年7月20、23、24、8月29日、2013年6月8、28日の各日、様々な埋立て工程に於ける粉塵飛散と疑われる映像を指摘することができました。（詳しく知りたい方は問い合わせ下さい。）

これに対し原告側は一貫してそれは粉塵ではなく湯気だと主張しています。最近の報道によれば、福島第一原発周辺ガレキ撤去による粉塵飛散は50～60kmも離れた地点まで到達していることが明らかになっています。この事実からも分かるように、例え様々な粉塵飛散防止措置を取っていても完全に飛散を防ぐことは難しいということではないでしょうか？

フジコーポレーションという会社は、せっきくデータの公開という先進的取組みをしているのですから、もし絶対の自信があるのであれば、私達の素朴な不安に対し、裁判に訴えたりするのではなく、きちんと科学的説明をするべきだったのではないのでしょうか？

この裁判は、いよいよ11月27日、午前10時から12時までの予定で口頭弁論が開かれ、長岡代表に対し、被告代理人、保田行雄弁護士（福島原発事故に関連する様々な訴訟を担当。）による主尋問、原告代理人による反対尋問が行なわれます。私達市民の発言権を守る為、また、次の世代に禍根を残さない為に上田地裁に来て私達を応援して下さい。

もうひとつのイーステージ裁判の焦点は、私達がブログで指摘したイーステージ処分場の漏洩の疑いが根拠のあるものなのか？でした。私達は本年4月26日、約30名の参加者と共に現地調査会を行い、傾いた外壁、多数の亀裂等、第2処分場の無残な姿を目の当りにしました。実際、各地の最終処分場では漏洩による埋立て物の全量撤去例もあり、この処分場の状態は、私達の疑いを一層強めるものとなりました。この現地調査については、新着情報として掲載してあります。「放射能を考える佐久地区連絡会ニュース」No.5をご参照下さい。

この調査、又、監督官庁である、長野県環境部によるイーステージ処分場の法定検査値などを元に、廃棄物処理の専門家、関口鉄夫先生に私達の疑いが決して間違っていなかったことを「イーステージ地下水汚染の可能性について」の意見書にまとめていただき、裁判所に提出することができました。（ニュースNo.6を参照下さい。）

イーステージ裁判は去る10月9日、上田地裁で口頭弁論が開かれ、原告側はこの意見書に具体的反論をすることもなく、来年の1月15日、13：15から判決が出されることになっています。

私達は、自分自身のそして次世代の環境を守るために、何を求めていけば良いのでしょうか？

そもそも国策により始まり、国によって様々な基準が作られていた原発の事故の責任は、当然国にあるにもかかわらず、その責任を回避し、国民の安全を軽視し、一方的に放射性物質の管理基準を引き下げ、2011.6.16「放射性物質が検出された。下水処理等副次産物の当面の取り扱いに関する考え方」について（原子力安全保安院）により、8000 ベクレル/kg/以下は管理型処分場に埋め立て処分が可能となった。

放射性物質を受け入れることを想定していなかった一般最終処分場に放射性物質を含む廃棄物を埋め立てることを認めました。そして、その国策に対し、地方行政当局は何も疑問を持つことなく、盲従しています。このような国、そして地方自治体の体質はどこから来ているのでしょうか？

それは残念ながら、私たち自身の無知、誰かがやってくれるだろうという無責任さが生み出しているのではないのでしょうか？



本日、2014年11月10日付、朝日新聞デジタルによれば、望月環境相は、現在、栃木、宮城、千葉などの5県に建設を予定している指定廃棄物の処分場計画を進める為に、一旦埋め立てた廃棄物をkg/8,000ベクレル以下になった時点で、再び掘り出し、一般の処分場へ持ち出すことも出来るとの考えを表明しました。

もしこれが現実になれば私達が抱えているのと同じ問題が全国の様々な場所に持ち込まれることとなります。

私達が今、この裁判に負けてしまうようなことがあれば、他県の皆さんの生活を守る運動にも悪い影響を与えてしまうことになりかねないと危惧しています。

どうか私達の裁判をご理解していただき、ご支援下さいますようお願い致します。

放射能を考える佐久地区連絡会